

平成24年度会計監査人候補者の選定について

1. 選定の目的

本財団は、平成22年4月に公益認定を受けたことにより、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条に基づき、会計監査人による会計監査を受けることが義務づけられている。

会計監査人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第177条の規定により、評議員会の決議により選任されるため、今回の作業は候補者の選定となる。

本財団は財団設立以来、同一の監査法人と監査契約を締結してきたが、その選定についてはより一層の透明性及び公平性を確保するため、平成24年度の会計監査人の候補者を入札により選定する。

2. 会計監査人に委託する業務（現行業務と同じ）

- (1) 会計監査(法定監査)
- (2) 自動車リサイクル法に基づく①資金管理業務、②再資源化等業務、③情報管理業務に関する会計についての収支決算書等(収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録)のレビュー
 - ①は第1Q、第2Q、第3Q、期末の4回
(資金管理業務細則第11条で収支決算書等についてレビューを受けることが規定されている。)
 - ②・③は期末1回
- (3) 再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する利率の算出についての保証

3. 選定計画

- (1)選定の方式：指名競争入札
- (2)評価の方式：最低価格落札方式
- (3)スケジュール
 - 9月30日 理事会による候補者選定準備の決議
 - 10月初旬 評議員会に報告(書面)
 - 10月～11月 入札の実施
 - 11月中旬 理事会による候補者決定の決議・監事の同意
 - 12月初旬 資金管理業務諮問委員会への報告
 - 12月 評議員会による会計監査人選定の決議

以上